

新潟市告示第 40 号

収納事務の委託について

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成 8 年 9 月 2 0 日新潟市規則第 4 9 号）第 2 7 条の規定に基づき，新潟市一般廃棄物処理手数料収納事務を委託した旨を，次のとおり告示します。

令和 5 年 1 月 2 0 日

新潟市長 中 原 八 一

1. 受託者の氏名・名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
2. 事務を行わせる場所 新潟市中央区東大通 1 丁目 5 番 4 6 号
セブンイレブン新潟駅前店
3. 事務を行わせる期間 令和 4 年 6 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日